

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2015. 9. 28

JAL闘争を支える京都の会News No. 44

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

「戦争法」強行採決 抗議！

安全保障関連法案（戦争法）が9月19日未明、参議院本会議で強行採決され自公等5党の賛成多数をもって成立しました。この採決は国会の運営ルールをも無視し、17日の参議院安保法制特別委員会で地方公聴会報告や総括質疑を行うことなく、聴取不能、議事録記載不能の状態で強行されました。これは民主主義を踏みにじるファッショ的暴挙であり、断じて認めることはできません。私達はこの憲法違反の「戦争法」が成立したとしても、様々な方法で日本が「戦争する国」へと進むことをストップさせなければなりません。



平和あっての航空産業、安全あっての日本航空

民間航空の軍事利用反対！

JALから不当解雇された人たちが所属する組合は、JALが安全第一の経営をするよう、意見を具申してきました。職場の安全要求だけでなく、1990年代後半には、「民間航空の軍事利用は、相手国の標的になるばかりでなく、テロの対象となる」として反対し、陸・海・空・港湾労組20団体で日米ガイドライン関連法にも反対してきました。



そして今、戦争法にも反対を表明しています。民間航空機による武器・弾薬や兵員の輸送が可能になれば、相手国から「軍事目標」として狙われる可能性があります。これは昨年7月のマレーシア航空機墜落事件からも明らかです。また、有事の際、航空会社は指定公共機関として真っ先に協力させられます。

航空産業は平和あっての産業です。政府もJAL

も、自分たちにとって都合の悪い人たちを排除しましたが、きちんと物を言える労働組合があってこそ、安全・安心の航空会社になるのです。

JAL原告団は労働組合としての責任を果たすため、職場に戻り、声を上げていきたいと考えています。

(ウラ面もご覧ください)



東京高裁が JAL の不当労働行為を認定 解雇撤回への道筋は示された

- ◆6月18日東京高裁（須藤典明裁判長）は、2010年大晦日に165人を整理解雇する過程で、管財人らが行った労働組合への介入行為は、憲法28条に照らして不当労働行為であると認定しました。東京都労働委員会、東京地裁と同様に、東京高裁でもJALの不当労働行為が断罪されました。
- ◆これによって、当時、誠実な労使交渉を行わず、解雇回避努力もせず、団結権を奪ってまで解雇を強行しようとしたJALの姿勢が明らかになりました。2010年大晦日、165人の解雇は違法行為の下で行われたのです。
- ◆今回の判決、ILO勧告に沿った塩崎厚労大臣発言、JALの「当局からの指導があれば従う」「話し合いは継続する」との見解、そして何よりも現場の人員不足を解消するために、争議の解決に向けた労使交渉を早急に行うべきです。

「違法行為をなくす」と誓った 御巣鷹山事故から30年！

520人の犠牲を忘れてはならない！

JALはこれまで、アンカレッジ事故、ニューデリー事故、モスクワ事故、クアラルンプール事故、羽田沖事故、御巣鷹山事故、706便事故などで745人の犠牲者を出しました。単独機では最大最悪の御巣鷹山事故では520人の尊い命が失われました。

「JALになぜ事故が多発するのか」、事故の背景に、利益優先の違法体質があることが問われました。そして、JALは4つの約束「絶対安全の確立」「公正明朗な人事」「労使関係の安定と融和」「現場第一主義」を誓い、経営体質を改めることになりました。

しかしその後、差別・パワハラ・不当労働行為等が無くなることはありませんでした。2007年に発覚した「監視ファイル事件」が象徴するように、違法体質は脈々と受け継がれ、ついに経営破たんを契機に、165人の解雇へと突き進みました。